

街路事業の概要

【都市計画課】

1. 街路の役割

街路は都市の中の道路であり多種多様な役割を担っています。市民生活や経済活動等に伴う自動車交通等を円滑に処理するだけでなく、市民が散歩を楽しんだり、祭りやイベントが開催されるなど人々が集い語り合う、都市において最も基礎的な公共空間です。

街路の空間機能としては、地下鉄や路面電車といった公共交通機関や上下水道、電力等のライフラインを収容し、災害時には避難路を提供して延焼を防ぐ防火帯としての機能があります。さらに、街路は市街地の街区を構成し、沿道の市街化を誘導する機能を持っており、都市の基盤としてまちづくりの方向性を決める重要な役割を担っています。

2. 道路事業と街路事業との区分

道路の整備は、道路局の所管する道路事業と都市・地域整備局の所管する街路事業とがあります。

街路事業は、原則として、都市計画決定されている道路のうち、人口集中地区内の幹線道路を対象として実施しています。ただし、国道については除かれます。

なお、整備された道路の管理は道路管理者に引き継がれます。

3. 整備状況

・幹線街路 H19.3.31現在

	計画延長(km)	改良済延長(km)	整備率(%)
青森県	1,219	485	40
東北	7,197	3,629	50
全国	66,254	37,335	56

都市計画年報による

4. 主要事業

新幹線関連事業

3・2・2号 内環状線(石江)道路改築事業(県事業:青森市)

3・2・2号 内環状線(石江2)道路改築事業(市事業:青森市)

3・4・2号 西滝新城線(石江)道路改築事業(県事業:青森市)

3・4・3号 中央町金矢線道路改築事業(県事業:三沢市)

渋滞対策事業

3・3・3号 下白銀町福村線(高崎)道路改築事業(県事業:弘前市)

3・4・12号 沼館百石線橋梁整備事業(県事業:八戸市)

無電柱化事業

3・4・7号 弘前宮地線道路改築事業(県事業:弘前市)

3・4・5号 上白銀町新寺町線道路改築事業(市事業:弘前市)